

平成21年第1回砂川市議会定例会

平成21年3月18日（水曜日）第7号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第30号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第16号 砂川市国営土地改良事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定について
議案第20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第24号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第25号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第26号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
議案第27号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第28号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
議案第29号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
議案第 8号 平成21年度砂川市一般会計予算
議案第 9号 平成21年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第10号 平成21年度砂川市下水道事業特別会計予算
議案第11号 平成21年度砂川市老人医療事業特別会計予算
議案第12号 平成21年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第13号 平成21年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第14号 平成21年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第 2 議案第18号 砂川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 3 報告第 1号 監査報告
 報告第 2号 例月出納検査報告
- 日程第 4 議案第 17号 砂川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 5 議案第 31号 常任委員及び議会運営委員の選任について
- 日程第 6 選挙第 1号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について
 選挙第 2号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について
 選挙第 3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
 選挙第 4号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第 7 意見案第 1号 季節労働者対策の強化を求める意見書について
 意見案第 2号 公的医療機関の安定経営と地域医療の確保を求める意見書について
 意見案第 3号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書について
 意見案第 4号 雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書について
 意見案第 5号 肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書について
 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 30号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
 議案第 16号 砂川市国営土地改良事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定について
 議案第 20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 23号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 議案第 24号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 議案第 25号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 議案第 26号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
 議案第 27号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 議案第 28号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
 議案第 29号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について

- 議案第 8号 平成21年度砂川市一般会計予算
 議案第 9号 平成21年度砂川市国民健康保険特別会計予算
 議案第10号 平成21年度砂川市下水道事業特別会計予算
 議案第11号 平成21年度砂川市老人医療事業特別会計予算
 議案第12号 平成21年度砂川市介護保険特別会計予算
 議案第13号 平成21年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第14号 平成21年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第 2 議案第18号 砂川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第19号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第22号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 報告第 1号 監査報告
 報告第 2号 例月出納検査報告
- 日程第 4 議案第17号 砂川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 5 議案第31号 常任委員及び議会運営委員の選任について
 (日程追加)
 議長の常任委員辞任について
- 日程第 6 選挙第 1号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について
 選挙第 2号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について
 選挙第 3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
 選挙第 4号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
 (日程追加)
 継続第 1号 総務文教委員会継続審査
 継続第 2号 社会経済委員会継続審査
 継続第 3号 議会運営委員会継続審査
- 日程第 7 意見案第1号 季節労働者対策の強化を求める意見書について
 意見案第2号 公的医療機関の安定経営と地域医療の確保を求める意見書について
 意見案第3号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書について
 意見案第4号 雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書について
 意見案第5号 肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書について

○出席議員（14名）

議長 北谷文夫君
議員 矢野裕司君
増田吉章君
中江清美君
一ノ瀬弘昭君
土田政己君
小黒弘君

副議長 東英男君
議員 武田圭介君
飯澤明彦君
吉浦やす子君
尾崎静夫君
辻勲君
沢田広志君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	菊谷勝利
砂川市教育委員会委員長	柴田良一
砂川市監査委員	奥山昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾我治彦
砂川市農業委員会会長	奥山俊二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	小原幸二
市立病院院長	小熊豊
総務部長 兼会計管理者	善岡雅文
市民部長	井上克也
経済部長	栗井久司
建設部長	西野孝行
建設部技監	金田芳一
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
市立病院事務局技監	中村俊夫
総務課長	古木信繁
広報広聴課長	湯浅克己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	四反田孝治
教育次長	森下敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長 中出利明

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 善岡雅文

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 栗井久司

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局局長 角丸誠一

事務局次長 加茂谷和夫

庶務係長 佐々木純人

議事係長 石川早苗

開議 午後 1時30分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1
- 議案第30号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
 - 議案第16号 砂川市国営土地改良事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定について
 - 議案第20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第23号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 - 議案第24号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 - 議案第25号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 - 議案第26号 砂川市老人憩いの家の指定管理者の指定について
 - 議案第27号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 - 議案第28号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
 - 議案第29号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
 - 議案第8号 平成21年度砂川市一般会計予算
 - 議案第9号 平成21年度砂川市国民健康保険特別会計予算
 - 議案第10号 平成21年度砂川市下水道事業特別会計予算
 - 議案第11号 平成21年度砂川市老人医療事業特別会計予算
 - 議案第12号 平成21年度砂川市介護保険特別会計予算
 - 議案第13号 平成21年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第14号 平成21年度砂川市病院事業会計予算

○議長 北谷文夫君 日程第1、議案第30号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第16号 砂川市国営土地改良事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定について、議案第20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第24号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第25号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第26号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について、議案第27号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第28号 砂川市公民館の指定管理者の指定について、議案第29号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について、議案第8号 平成21年度砂川市一般会計予算、議案第9号 平成21年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第10号 平成21年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第11号 平成21年度砂川市老人医療事業特別会計予算、議案第12号 平成21年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第13号 平成21年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第14号 平成21年度砂川市病院事業会計予算の18件を一括議題とします。

第2予算審査特別委員長の報告を求めます。

第2予算審査特別委員長。

○第2予算審査特別委員長 小黒 弘君（登壇） 第2予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

3月17日、18日に委員会を開催し、委員長に私小黒、副委員長に矢野裕司委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第21号、第8号及び第13号は起立により、議案第30号、第16号及び第20号、第23号から第29号まで、第9号から第12号まで及び第14号の平成21年度特別会計、事業会計の5会計予算は簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 北谷文夫君 これより第2予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第21号の討論に入ります。

発言者の挙手を求めます。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で原案に反対の討論を行う方はもう一度挙手を願います。

〔挙手する者あり〕

中江清美議員。

○中江清美議員（登壇） 議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論します。

介護保険制度は、ことし4月、制度開始から10年目を迎えます。国の社会保障切り捨ての構造改革でこれまで2回の介護保険制度が見直しが実施されました。見直しの都度保険料の負担がふえ、利用者の受けられるサービスが後退しています。特に軽度の要介護者、いわゆる要支援、要介護1の利用者のヘルパーやデイサービスの利用制限がされています。介護取り上げの影響で給付費が国の当初見込みを下回り、国の予算は一般会計から介護保険への支出は06年度では当初予算に比べて555億円が余り、07年度は1兆5,206億円とされた国庫負担が約900億円下方修正されています。国は、このように予算を余している状態です。

砂川市の高齢化率は30%を超え、少ない年金で生活をしている人たちにとって保険料の値上げは大きな負担になります。砂川市が掲げる幸せで心の触れ合うまちづくりと大きく乖離することにつながるのではないのでしょうか。特にことしは100年に1度の不況と言われる中での今回の介護保険料の大幅な値上げは、市民生活の圧迫にもつながります。現在の介護保険は、利用がふえたり、労働条件を改善すれば直ちに低所得者まで含めて保険料、利用料が連動して値上げされるという根本の矛盾があります。そういう背景のもと、ある自治体では第4期の保険料必要額がこれまでの保険料より基準額が1,300円の大幅値上げとなるということで、一般会計から3年間で3,800万円を繰り入れて、住民負担を軽減する対策をしています。全国的には約3分の1の自治体が保険料の軽減策をとっています。砂川市も老後の不安を少なくする具体的な施策を実施すべきです。しかし、残念ながら市独自の軽減策がありません。したがって、保険料値上げの内容である砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に反対いたします。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） 私は、議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論を申し上げます。

このたびの条例改正は、平成21年度から平成23年度までの3年間の第1号被保険者の介護保険料を定めるものであります。今回の介護保険料は、今後3年間の被保険者数、要介護認定者数及び介護サービス利用者数と居宅介護サービスや施設介護サービスなどの保険給付の供給量を見込み算定したものであり、高齢者人口の増加などに伴い保険給付費の大きな伸びが見込まれることによる引き上げとなっておりますが、市民からは高齢者が可能な限り住みなれた地域で生活が続けていくことができる介護サービス基盤の整備、充実が求められており、市民のニーズが反映されたものと考えております。改正となる保険料は、他市と比較しますと引き上げ額が高い状況にはありますが、近隣他市は介護給付費準備基金を保有しており、基金繰り入れにより補てんすることから保険料の引き上げを抑えており、これを含めると砂川市の保険料と変わらない状況であります。また、軽減措置を図り、所得状況に十分配慮した設定が講じられているとも考えるところであります。

以上のことから、私は議案第21号については原案のとおり可決すべきものと考えます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長 北谷文夫君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員（登壇） 私は、議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論をいたします。

今回の改定は、介護保険料を基準額において月1,100円値上げするものであります。砂川市の高齢者の皆様には、国民健康保険、後期高齢者医療制度など社会保障に対する負担がとて重くなっています。そんな中で介護保険料を値上げするのは、とても厳しい選択であります。しかし、総人口に対する高齢化率も30%を超え、必要とする介護サービスも増加することが平成23年度までの砂川市第4期介護保険事業計画でも示されています。提案された介護保険条例の一部を改正する条例を否決してしまえば、保険料は3,200円に据え置きとなってしまいます。私の試算では平成21年度の介護保険特別会計の歳出に対する歳入が保険料の25.6%、金額にして約7,200万円の赤字になってしまいます。結果的には介護サービスが必要な方々に十分なサービスを提供できなくなってしまいます。今後は、寝たきりにならない、介護サービスを受けなくてもよい健康で安心して暮らせる施策の充実を要望するとともに、総括質疑でも触れましたが、人口減少が続く砂川市が単一の保険者となるのではなく、より広範囲な支え合いができるような介護保険制度とするため、市長には国や道に強く訴えていただけるよう要望をして、賛成討論といたします。

○議長 北谷文夫君 これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第8号の討論に入ります。

発言者の挙手を求めます。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で原案に反対の討論を行う方はもう一度挙手を願います。

〔挙手する者あり〕

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 私は、議案第8号 平成21年度砂川市一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

今日本の経済は急速に悪化し、100年に1度の経済危機とか戦後最大の不景気と言われております。その最大の要因が自民党政治による構造改革路線が内需や家計をないがし

ろにして、日本経済を極端な外需頼みの構造にしたことにあります。この経済悪化に歯どめをかけ、国民生活と市民生活をどう守るのが国も地方もことしの予算編成に当たっての最大の課題であります。ところが、砂川市のこの予算を見ますと、公営住宅の建設や道路整備の整備や妊婦健診を14回にふやすなど住民の要求がある程度織り込まれておりますが、今最も必要な雇用の拡大や福祉の充実、中小企業、農業などの地域産業振興の予算は極めて不十分と言わなければなりません。雇用不安の拡大が個人消費と内需を冷え込ませています。公共事業中心の雇用対策だけでは極めて不十分であります。貧困と生活苦を打開し、市民の命と健康を守るためには福祉の充実が必要であり、生活支援対策が最も必要なものであります。低所得者や高齢者の安全と生活を支える火災報知機設置への助成や医療費の助成、生活保護受給者の母子加算、老齢加算が廃止された中での生活支援対策は砂川市の場合何もありません。また、地域経済を支えて頑張っている商工業者に対してもスイートロード事業の補助金を打ち切ったり、基幹産業である農業が肥料の高騰などで大変深刻な経営危機に直面するとき国や道、農協等が支援対策をとっているのに、砂川市は一円もの支援対策をとらないというのは極めて異常であり、農業を再生や振興に消極と言わざるを得ません。一方、国の言うとおりの後期高齢者医療制度や憲法改正を準備する国民投票人名簿作成システムを無批判で導入しています。また、介護保険料が大幅に引き上がり、高齢者の負担が大きくなる中、一般会計からの繰り入れで緩和措置をとっている自治体がある中で砂川市は全く対策をとらず、市民に負担を押しつける予算であり、賛成することはできません。

よって、本案に反対し、反対の討論といたします。よろしくご賛同のほどをお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 飯澤明彦議員。

○飯澤明彦議員（登壇） 私は、議案第8号 平成21年度砂川市一般会計予算に賛成の立場で討論を申し上げます。

現在の地方財政を取り巻く状況は、三位一体改革以降構造的な財源不足に陥り、さらに世界的な金融不況が税収不足に追い打ちをかけている状況にあり、景気の下降局面が長期化するおそれが高まっております。このような中、平成21年度の一般会計予算は、景気悪化の影響による市税の減収が8,500万円と大きいものの、地方交付税においては生活防衛のための緊急対策に基づく地域の元気回復としての財源が増額されたことにより、前年度を上回る額が確保され、実質的な地方交付税であります臨時財政対策債も国の指針に基づき増額とし、人件費の独自削減を昨年度に引き続き実施し、利率の高い起債の借りかえ、繰上償還を積極的に進めるなど公債費の抑制を行い、将来的な負担を軽減し、基金繰入金も最小限にとどめ、安定した財政運営を目指しています。政策面では、公営住宅整備の継続や道路整備などの公共事業の実施は、平成20年度補正分と合わせ前年度を上回る事業費の確保を図り雇用の確保を行っているほか、ハートフル住まいる事業の対象エリ

アの拡大及び3年間の期間延長、優良建築物整備事業補助など一層の快適、安全な住環境整備の充実、また妊婦健診の公費負担拡充や特別支援教育事業にも取り組むなど、地域経済の活性化や発展、子育て環境の整備など、市民生活の安全、安心に配慮したものであると考えます。

以上のことから、私は厳しい財政状況である中、財政健全化法も考慮し、引き続き経費抑制に努力を払い、住んでよかったと実感できるまちづくりに向けた予算であると考え、平成21年度一般会計予算については高く評価し、原案のとおり可決すべきものと考えます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、賛成の討論といたします。

○議長 北谷文夫君 これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおりに決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第13号の討論に入ります。

発言者の挙手を求めます。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で原案に反対の討論を行う方はもう一度挙手を願います。

〔挙手する者あり〕

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 議案第13号 平成21年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度については、昨年国民の強い反対の中強行して実施されたものであります。北海道後期高齢者医療広域連合議会が2月20日に開催され、保険料の軽減割合の拡大や終末医療の凍結、保険料の口座振替が可能になり、また健康推進事業の実施など一定の改善を図られておりますが、高齢者を差別し、医療差別を行う制度の根本は変わらず、特に無収入の人でも負担が強いられるという生存権を保障した憲法違反の制度であります。既に国会でも参議院で野党4党が共同提案した後期高齢者医療制度廃止法案が可決しており、この制度は直ちに廃止する以外にありません。高齢者が安心して医療が受けられる医療制度に変えることを強く求め、本予算に反対いたします。

よろしくご賛同をお願いいたします。

○議長 北谷文夫君 矢野裕司議員。

○矢野裕司議員（登壇） 私は、議案第13号について賛成の立場で討論を申し上げます

す。

さて、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートしており、北海道においては北海道後期高齢者医療広域連合が保険者となり、市町村においては保険料の徴収及び被保険者証交付などの窓口業務を行っているところであります。後期高齢者医療制度につきましては、制度発足当初からいろいろなご意見があり、国において保険料軽減の追加措置や年金からの保険料徴収方法の選択制を導入するなど、既に制度の一部について見直しが講じられているところであり、さらには国の責任において抜本的な改正について議論されているところであります。今回提案されました議案第13号 平成21年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算は、本市が行う事務の執行に必要なものであります。歳入は、後期高齢者医療保険料、療養給付費等に係る一般会計繰入金及び広域連合からの健康診査受託収入などであり、歳出は徴収した保険料、療養給付費分等の納付金及び健康診査実施などの経費であり、後期高齢者医療制度の円滑な実施のために必要となる予算であります。

以上のことから、私は議案第13号について賛成するものであり、議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げ、討論とかえさせていただきます。

○議長 北谷文夫君 これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第30号、第16号及び第20号、第23号から第29号まで、第9号から第12号まで及び第14号の討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第30号、第16号及び第20号、第23号から第29号まで、第9号から第12号まで及び第14号を一括採決します。

本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第18号 砂川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 22 号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 北谷文夫君 日程第 2、議案第 18 号 砂川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 19 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 22 号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についての 3 件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 議案第 18 号 砂川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、統計法が改正されたことに伴い、同法を引用する条文の整理を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明申し上げますので、3 ページをお開きいただきたいと存じます。左が現行、右が改正後となっております。

統計法における統計の分類が基幹統計、一般統計、地方公共団体が行う統計、独立行政法人等が行う統計にそれぞれ整理されたことから、第 22 条第 2 項第 1 号に規定する指定統計を基幹統計調査及び一般、一般統計調査並びに新たに国において整備され、地方公共団体等に提供されることとなる事業所母集団データベースに改正し、同項第 2 号につきましては地方公共団体が行う統計調査を定める第 24 条第 1 項及び独立行政法人等が行う統計を定める第 25 条に改正することとし、統計法の規定により厳格に保護措置が図られている統計に関する個人情報を引き続き砂川市個人情報保護条例の適用除外とするものであります。

附則として、この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、議案第 19 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。改正の理由は、職員団体のための職員の行為の制限の特例を定める規定について条文の整理を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、3 ページをお開きいただきたいと存じます。左が現行、右が改正後となっております。

職員団体のための職員の行為の制限の特例を定めた第 2 条第 3 号、市長が特に認めた場合の規定について、当該条項に該当させて職務専念義務の免除をこれまで適用した事例もなく、また同様の規定を設けている自治体のごく少数であることから、条文を削除するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、議案第22号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、統計法が改正されたことに伴い、同法を引用する条文の整理を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表でご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正文にはアンダーラインを表示しております。

現行、用語の定義、第2条第1号ア中、統計法第3条第2項並びに第8条第2項の規定に基づき政令で定めるを統計法第2条第9項に規定する統計基準であるに改めるものであります。

附則として、この条例は、平成21年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより議案第18号から第19号まで及び第22号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第18号から第19号まで及び第22号の一括質疑を終わります。

続いて、議案第18号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 報告第1号 監査報告

報告第2号 例月出納検査報告

○議長 北谷文夫君 日程第3、報告第1号 監査報告、報告第2号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

◎日程第4 議案第17号 砂川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長 北谷文夫君 日程第4、議案第17号 砂川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより議案第17号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第17号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第31号 常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長 北谷文夫君 日程第5、議案第31号 常任委員及び議会運営委員の選任についてを議題とします。

選任の方法については、砂川市議会委員会条例第8条の規定に基づき、議長が指名します。

総務文教委員に尾崎静夫議員、矢野裕司議員、増田吉章議員、吉浦やす子議員、土田政己議員、沢田広志議員、一ノ瀬弘昭議員。社会経済委員に北谷文夫議員、武田圭介議員、東英男議員、飯澤明彦議員、辻勲議員、中江清美議員、小黑弘議員。議会運営委員に尾崎静夫議員、飯澤明彦議員、辻勲議員、中江清美議員、沢田広志議員。以上のとおり指名します。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時07分

○副議長 東 英男君 休憩中の会議を再開します。

◎日程の追加

○副議長 東 英男君 お諮りします。

議長より、常任委員の辞任願が提出されています。

ここで、議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議長の常任委員辞任について

○副議長 東 英男君 お諮りいたします。

議長の常任委員辞任を許可することとしたいと思います。このことにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、辞任を許可することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時08分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を再開します。

お諮りします。

ここで会議を休憩し、休憩中に2常任委員会及び議会運営委員会を開会し、正副委員長を互選し、議長までお知らせいただき、本会議で氏名を報告したいと思っております。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時35分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を再開します。

2常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の氏名を報告します。

総務文教委員会委員長に増田吉章議員、同副委員長に吉浦やす子議員、社会経済委員会委員長に中江清美議員、同副委員長に小黒弘議員、議会運営委員会委員長に沢田広志議員、同副委員長に飯澤明彦議員、以上のとおり決定しましたので、報告します。

- ◎日程第6 選挙第1号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について
- 選挙第2号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について
- 選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 選挙第4号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について

○議長 北谷文夫君 日程第6、選挙第1号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について、選挙第2号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について、選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について、選挙第4号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙についての4件を一括議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思っております。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

これより、選挙第1号について砂川地区広域消防組規約第6条第3項の規定による同規約第5条第2項の議員に増田吉章議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました増田吉章議員を砂川地区広域消防組議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました増田吉章議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

続いて、選挙第2号について砂川地区保健衛生組規約第6条第4項の規定による同条第2項の議員に中江清美議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました中江清美議員を砂川地区保健衛生組議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定いたしました。

ただいま当選されました中江清美議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

続いて、選挙第3号について中空知広域市町村圏組規約第6条第3項の規定による同規約第5条第2項の議員に増田吉章議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました増田吉章議員を中空知広域市町村圏組議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名しましたとおり当選人を決定いたしました。

ただいま当選されました増田吉章議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知します。

続いて、選挙第4号について中空知広域水道企業団規約第6条第3項の規定に基づき同規約第5条第2項の議員に中江清美議員、小黑弘議員、武田圭介議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました中江清美議員、小黑弘議員、武田圭介議員を中空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名しましたとおり当選人を決定いたしました。

ただいま当選された中江清美議員、小黑弘議員、武田圭介議員が議場におられますので、

本席から会議規則第31条第2項の規定により告知します。

◎日程の追加

○議長 北谷文夫君 ここで、総務文教委員長、社会経済委員長及び議会運営委員長から継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの継続審査の申し出を日程に追加し、追加日程第2として一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、一括議題とすることに決定しました。

◎追加日程第2 継続第1号 総務文教委員会継続審査

継続第2号 社会経済委員会継続審査

継続第3号 議会運営委員会継続審査

○議長 北谷文夫君 継続第1号 総務文教委員会継続審査、継続第2号 社会経済委員会継続審査、継続第3号 議会運営委員会継続審査を一括議題とします。

本件については、各委員会において目下審査及び調整中の事件について、会議規則第101条の規定により、お手元に配付のとおり委員の任期中において閉会中の継続審査の申し出であります。各委員会からの申し出のとおり、委員の任期中において閉会中の継続審査に……もとい、本件については各委員会において目下審査及び調査中の事件について、会議規則第101条の規定により、お手元に配付のとおり委員の任期中において閉会中の継続審査の申し出であります。各委員会からの申し出のとおり、委員の任期中において閉会中の継続審査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第7 意見案第1号 季節労働者対策の強化を求める意見書について

意見案第2号 公的医療機関の安定経営と地域医療の確保を求める意見書について

意見案第3号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書について

意見案第4号 雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡充を求める意見書について

意見案第5号 肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書について

○議長 北谷文夫君 日程第7、意見案第1号 季節労働者対策の強化を求める意見書について、意見案第2号 公的医療機関の安定経営と地域医療の確保を求める意見書について、意見案第3号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書について、意見案第4号 雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡充を求める意見書について、意見案第5号 肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書についての5件を一括議題とします。提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第5号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、意見案第1号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、意見案第2号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、意見案第3号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、意見案第4号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、意見案第5号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 北谷文夫君 これ以て日程のすべてを終了しました。

平成21年第1回砂川市議会定例会を閉会いたします。

活発なご論議と会期中の閉会ができましたことを心より感謝申し上げます、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

閉会 午後 2時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年3月18日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員